

### 【目次】

- 1 トピックス・・・1
- 2 セミナー、イベント情報のお知らせ・・・3
- 3 労働関係法令等の改正・・・5
- 4 国や県などの取り組みのお知らせ・・・8
- 5 各種助成金のお知らせ・・・10
- 6 その他(いわて女性活躍企業等認定制度について、「いわて子育てにやさしい企業等」の認証について)・・・20



**GOOD JOB, IWATE!  
MANY GOOD JOBS.**

## 1 県内の主なトピックス

いわて働き方改革について紹介します！

### 1 広がっています！県内企業の働き方改革！



#### □いわて働き方改革AWARD2019受賞企業が決定しました！

令和元年11月21日に「いわて働き方改革AWARD2019」授賞式を開催し、いわて働き方改革推進運動に参加表明いただいた県内企業等294社のうち、アワードへのエントリーがあった64社の中から、以下の企業の方々が受賞企業に選ばれました。

受賞企業の取組は、今後「いわての働き方改革ポータルサイト いわて働き方改革」内にてご紹介します。

#### ☆ いわて働き方改革AWARD2019 受賞企業 ☆

最優秀賞

株式会社ベアレン醸造所

個別プロジェクト賞

女性活躍推進部門	板谷建設株式会社
子育て支援部門	株式会社タカヤ
長時間労働削減部門	株式会社菊池技研コンサルタント
業務環境改善部門	医療法人勝久会 社会保険労務士法人ワイズコンサルタンツ
人材確保・定着部門	株式会社アイディーエス



いわて働き方改革AWARD2019授賞式の様子

問い合わせ先

岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 電話：019-629-5581  
FAX：019-629-5589 / メールアドレス：AE0005@pref.iwate.jp



事例発表の様子



分科会の様子

□いわて働き方改革推進運動への参加企業を引き続き募集しています！

## いわて働き方改革推進運動とは...

「いわて働き方改革推進運動」とは、県内の企業や団体の働き方改革を進めようとする運動です。令和元年11月末時点で、県内企業303社から本運動への参加宣言をいただいています。

県では引き続き、県内の企業・団体に、この運動への参加を呼び掛けるとともに、優れた取組を表彰するなど普及を図り、県内の魅力ある雇用・労働環境づくりを推進しています。

## 運動に参加すると...

運動に参加した企業には、専門のアドバイザーによる指導が受けられるほか、運動参加企業であることをアピールできるピンバッジやステッカーの配布を行っています。

また、参加いただいた企業の情報は「いわての働き方改革ポータルサイトいわて働き方改革」のWEBサイトに掲載し、若者をはじめ広く県民にPRを行っています。

## 参加申込方法

「いわての働き方改革ポータルサイトいわて働き方改革」WEBサイト内 (<https://workstyle-iwate.com/>) から、宣言シートをダウンロードし、必要事項を記入のうえ、運動事務局のジョブカフェいわてに提出 (FAX又はメール送信) します。



引き続き募集を行っておりますので、企業の皆様の積極的な参加をお待ちしています！

問い合わせ先

岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 電話:019-629-5581  
FAX:019-629-5589 / メールアドレス:AE0005@pref.iwate.jp

# 2 セミナー、イベント情報

近々開催されるセミナー、イベント情報をご紹介します！

## 1 岩手県労働委員会委員による出前講座のお知らせ

岩手県労働委員会では、県内の労働者団体、使用者団体を対象に、より良い労使関係を築くための知識や労働委員会の紛争解決制度などを解説する出前講座を実施しています。

経験豊富な岩手県労働委員会の委員が講師となり、労働委員会で実際に発生した事例等を交えながら、労使関係で留意すべき点などについてお話しします。

会議や研修会等に、ぜひ御利用ください。

### 出前講座の概要 ※詳細はお問い合わせください

講師	県労働委員会の委員
対象	県内の使用者団体・労働者団体の会議や研修会など
日程等	できる限り御希望に沿うように調整しますので、希望日及び時間を御相談ください。
経費	講師派遣に要する費用は、県労働委員会が負担します。 (講演料、旅費は不要です。)
申込方法	開催予定日のおおむね2か月前までに、県労働委員会事務局に申し込みください。

お申込み・問い合わせ先

岩手県労働委員会事務局 電話 019-629-6277  
盛岡市内丸10番1号(岩手県庁11階)

ホームページ

岩手県労働委員会

検索

## 2 職場のトラブルで悩んでいませんか？ 岩手県労働委員会の委員が相談に応じます。

労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある公労使委員が、労使間の問題解決に向けて、毎月無料でアドバイスします。

### 月例無料労働相談会の概要

開催日	令和元年12月20日(金) 令和2年1月24日(金)、令和2年2月21日(金)
相談時間	1人45分(13:00~14:45)
相談会場	県庁11階(労働委員会委員室)
予約受付	電話 0120-610-797 (通話無料) ※前日12時までに予約(平日8:30~17:15)
受付人数	各相談日2人まで(先着順)

※詳細については4ページに掲載

問い合わせ先

岩手県労働委員会 労働相談なんでもダイヤル 電話 0120-610-797

岩手県労働委員会委員による

# 月例無料労働相談会

職場のトラブルで悩んでいませんか。  
ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は守ります。

- 開催日 **12月20日(金)**  
**令和2年1月24日(金) 2月21日(金)**
- 相談時間 **1人45分** (13:00~14:45)
- 相談会場 **県庁11階** (労働委員会委員室)
- 予約受付 **0120-610-797** (ろうどうでなくな) (通話無料)
- ・相談希望日の **前日12時まで** に**予約** (平日8:30~17:15)
  - ・受付人数 **各相談日2人まで** (先着順)

◎労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある**公労使委員**(公益委員: 弁護士・大学教授など、労働者委員: 労働組合役員など、使用者委員: 企業幹部など)が、労使間の問題解決に向けて、**毎月無料でアドバイス**します。

◎労働者の方、使用者の方どなたでも**相談**できますので、この機会にぜひご利用ください。**秘密は厳守**します。



労働委員会は、中立公正な岩手県の行政機関です。

中立公正  
簡易迅速

## 岩手県労働委員会

無料  
秘密厳守

盛岡市内丸10-1 岩手県庁11階 TEL019-629-6276

労働相談なんでもダイヤル

ろうどうでなくな



# 0120-610-797

(平日8:30~17:15)

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

# 3 労働関係法令等の改正

## 1 パワハラ対策が事業主の義務となります！

### パワハラ対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

#### 改正ポイント1

#### パワーハラスメント対策の法制化 ～労働施策総合推進法の改正～

#### 施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
  - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
  - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
  - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

#### 改正ポイント2

#### セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上 ～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**※されます（パワハラ、いわゆるマタハラも同様（2、4も同じ。））
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されます
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努める**こととされます

## 使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

岩手県最低賃金が、令和元年10月4日(金)から時間額790円に改正されました。

### ○適用対象労働者

すべての事業主は、雇用する労働者(パート労働者・アルバイト等を含む。)に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

### ○岩手県最低賃金

最低賃金は、岩手県内すべての事業場に適用されます。  
岩手県最低賃金のほか、産業別最低賃金にも、ご注意ください。  
詳細は、岩手労働局ホームページをご覧ください。

→ <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

### ○最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための各種助成金の支給などの支援を実施しています。

厚生労働省ホームページ 最低賃金に関する特設サイト

→ <https://pc.saiteichingin.info/>

## ～最低賃金との比較方法～

実際の賃金が最低賃金以上になっているかどうかをしらべるには、最低賃金の対象となる賃金と岩手県最低賃金を次の方法で比較します。

- ①時給の場合...時給額と岩手県最低賃金を比較します。
- ②日給の場合...日給額を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金を比較します。
- ③週給、月給等の場合...賃金額を時間あたりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。

## 例

労働者Aさんの労働条件は、年間所定労働日数260日、1日の労働時間8時間、月給135,000円とします。

$$\frac{\text{月給135,000円}}{\text{年間所定労働日数260日} \times \text{8時間} \div \text{12ヶ月}} = 779\text{円} < \text{岩手県最低賃金790円}$$

となります。したがって、この場合は10月4日から発行する岩手県最低賃金を満たしていないこととなります。

それぞれ時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(790円)と比較します。

～女性活躍推進法が改正されました～

## 一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

※ 改正法は令和元年6月5日に公布

### 労働者が101人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後3年以内の政令で定める日）

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大**されます。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

（※）今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

### 労働者が301人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ① **職業生活に関する機会の提供**に関する実績、
- ② **職業生活と家庭生活との両立**に資する雇用環境の整備に関する実績の**各区分から1項目以上公表**する必要があります。

（※）現行は下記の14項目から任意の1項目以上を公表することとなっています。

（※）行動計画の数値目標の設定についても厚生労働省令により同様の対応を予定しています。

<各区分の情報公表項目のイメージ>

※詳細については、省令において示される予定です。

① 職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立
<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用した労働者に占める女性労働者の割合</li> <li>・男女別の採用における競争倍率</li> <li>・労働者に占める女性労働者の割合</li> <li>・管理職に占める女性労働者の割合</li> <li>・係長級にある者に占める女性労働者の割合</li> <li>・役員に占める女性の割合</li> <li>・男女別の職種又は雇用形態の転換実績</li> <li>・男女別の再雇用又は中途採用の実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の平均継続勤務年数の差異</li> <li>・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合</li> <li>・男女別の育児休業取得率</li> <li>・労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>・有給休暇取得率</li> </ul>

### 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））を創設します

（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「**プラチナえるぼし（仮称）**」認定を創設します。

なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

（※）認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

（※）認定基準の詳細については、厚生労働省令において示される予定です。

# 4 国や県などの取組み

## 1 労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう！



年末・年始の休暇に  
年休をプラスワン!!

# 仕事もって 休もう計画

年末年始は9連休!  
休暇を加えて  
新たなことにチャレンジを!!

仕事もって  
休もう  
計画1

仕事はチームで行い、チームの中で情報共有を図ることで  
休みやすい職場環境にしよう。

仕事もって  
休もう  
計画2

年次有給休暇の  
「計画的付与制度」を導入しよう。

仕事もって  
休もう  
計画3

土日・祝日にプラスワン休暇して、  
連続休暇にしよう。

### 【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する  
取組(キッズウィーク)が平成30年度からスタートしています。  
子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



(働き方・休み方改善ポータルサイト)



(年休取得特設サイト)



# 労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



●労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」(以下「計画的付与」という。)とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

計画的付与を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

## 1) 導入例

例えば、2019年の年末と  
2020年の年始に導入すると?

年次有給休暇を土日、年末年始の休暇と  
組み合わせて、連続休暇に。

土日の休日や年末年始の休暇に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて大型連休にすることができます。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も可能です。

2019年12月+2020年1月

日	月	火	水	木	金	土
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18

注: 27日(計画年休)、28日(計画年休)、29日(年末休暇)、30日(年末休暇)、31日(年末休暇)、1日(年始休暇)、2日(年始休暇)、3日(年始休暇)、5日(プラスワン休暇)、6日(プラスワン休暇)、13日(成人の日)

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

●時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。なお、時間単位の年次有給休暇の取得分については、上記の年次有給休暇の確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

### 〈労使協定で定める事項〉

- ① 時間単位年休の対象労働者の範囲  
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。
- ② 時間単位年休の日数  
1年5日以内の範囲で定めてください。
- ③ 時間単位年休1日分の時間数  
1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例) 所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。
- ④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数  
2時間単位など1日の所定労働時間を上回らない整数の時間を単位として定めてください。

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

# 5 各種助成金のお知らせ

## 1 平成31年度業務改善助成金のご案内

中小企業の生産性向上を支援！

助成額は50～100万円

### 平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

#### 助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。（活用事例は裏面をご覧ください）

#### 概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	生産性要件を満たした場合は 9/10 (※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	生産性要件を満たした場合は 4/5 (※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

#### ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

#### お問い合わせ先

- ◆ 「いわて働き方改革推進支援センター」(TEL 0120-198077) に、お気軽にお問い合わせください。

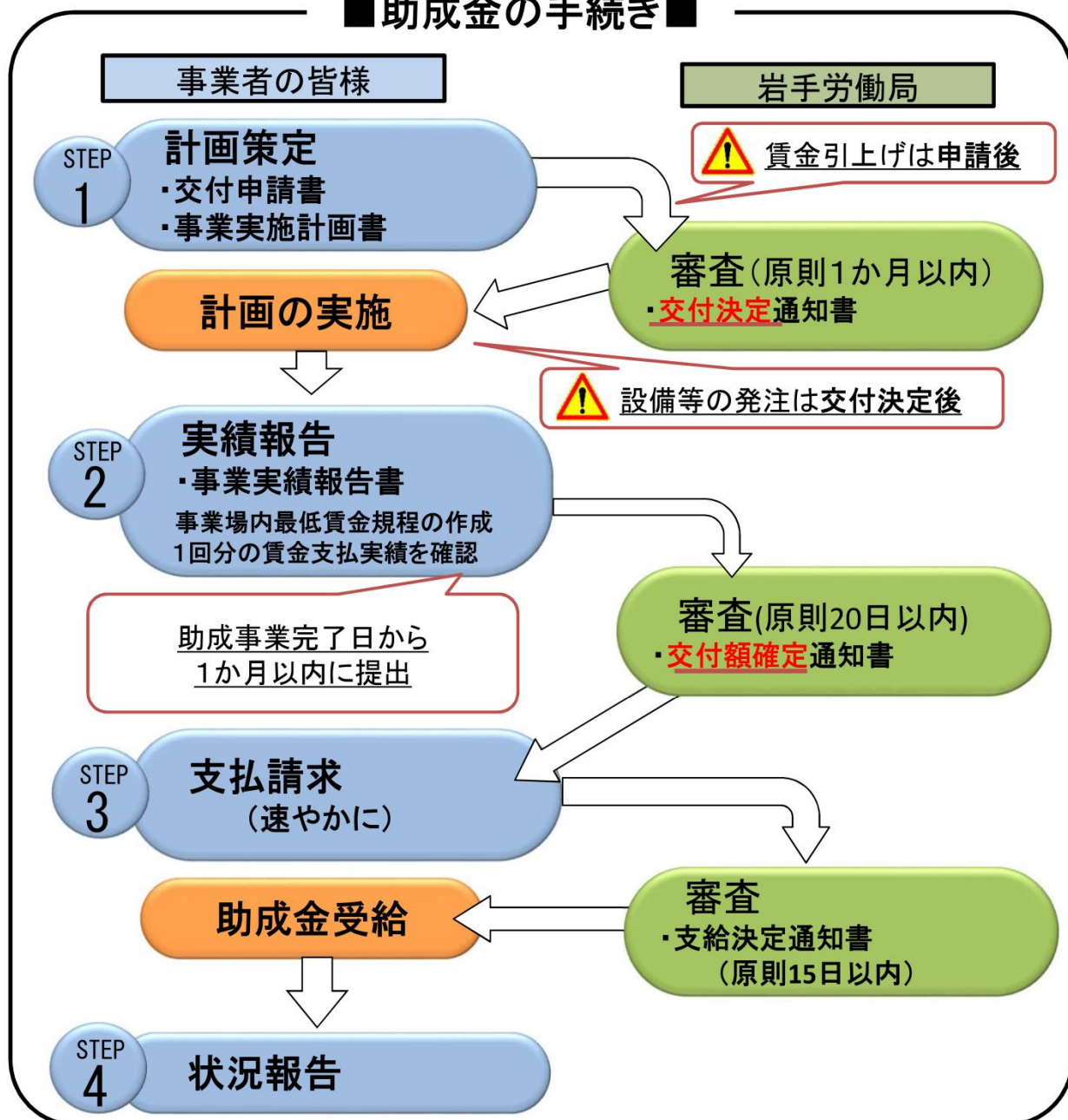
#### 申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、**岩手労働局雇用環境・均等室**です。  
〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 TEL 019-604-3010

## ■ 岩手県内企業の助成金活用事例 ■

最新GPS導入により測量時間を短縮 (建設コンサルタント業)	電動昇降ストレッチャー導入により入浴介助の負担が軽減(介護サービス業)
グラップル導入により作業の負担軽減と時間短縮(造園業)	デッキオープン導入により大量生産が可能(飲食店)
生産管理システムを導入、生産情報一元化により生産性が向上(製造業)	真空包装機導入により仕込作業を短縮(飲食店)
新型ミシン導入により作業時間が短縮(製造業)	産業用ドローン導入により建物外壁・屋根の調査時間が短縮(建設業)
除雪機導入により負担軽減と除雪時間が短縮(介護サービス業)	管理システム導入により一元的な勤怠管理が可能(技術サービス業)

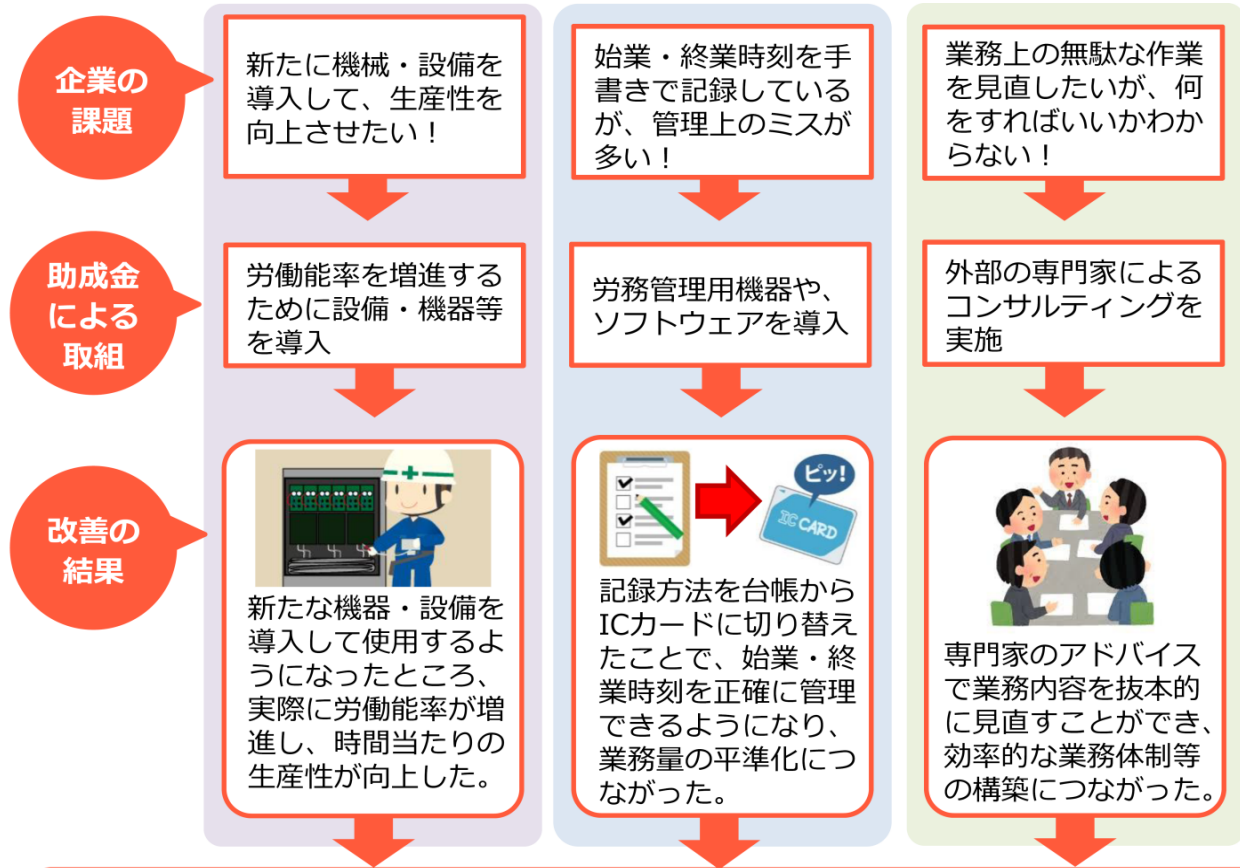
## ■ 助成金の手続き ■



# 「時間外労働等改善助成金」 時間外労働上限設定コースのご案内


2020年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制**が導入されます。  
このコースは、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組む中小企業  
事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例



**生産性の向上を図ることにより、時間外労働の縮減が可能に!!**

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

 ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室におたずねください。

**【本コースを今年度活用される事業主、又はこれまで支給を受けた事業主の方へ】**

▶ 働き方改革に取り組む上で、人材の確保が必要な中小企業事業主の皆さまを支援する人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）が創設されました。

**本コースの支給を受けた事業主が、助成の対象事業主となります。**

詳細は以下のHPをご参照ください。

（時間外労働等改善助成金とは窓口が異なります。）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199313_00001.html)



# 時間外労働上限設定コースの助成内容

## 対象事業主

平成29年度又は平成30年度において「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間を超える内容の時間外・休日労働に関する協定を締結している事業場を有する中小企業事業主（※1）で、当該時間外労働及び休日労働を複数月行った労働者（単月に複数名行った場合も可）がいること。

（※1）中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

## 支給対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新(※3)
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

## 利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は1月8日(水))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施

労働局に支給申請(締切は3月10日(火))

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



## 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定した全ての事業場において、平成31年度又は平成32年度に有効な36協定の延長する労働時間数を短縮して、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行うこと。

- ① 時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ② 時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③ 時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数及び法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

- 上記の成果目標に加えて、週休2日制の導入に向けて、4週当たり5日から8日以上範囲内で休日を増加させることを成果目標に加えることができます。

## 支給額

「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

助成額	以下のいずれか低い額
	I 1企業当たりの上限200万円
	II 上限設定の上限額及び休日加算額の合計額
	III 対象経費の合計額×補助率3/4(※4)
	(※4) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑧を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

### 【IIの上限額】

- 上限設定の上限額

事業実施後に設定する時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(アに該当する場合を除く)	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場(ア、イに該当する場合を除く)
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	—
成果目標③	50万円	—	—

- 休日加算額

事業実施後	事業実施前			
	4週当たり4日	4週当たり5日	4週当たり6日	4週当たり7日
4週当たり8日	100万円	75万円	50万円	25万円
4週当たり7日	75万円	50万円	25万円	—
4週当たり6日	50万円	25万円	—	—
4週当たり5日	25万円	—	—	—

(2019.10)

### 3 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について

児童扶養手当を受給している未婚のひとり親の方は、今年度に限り、17,500円の臨時特別給付金を受給することができます。

この給付金は、児童扶養手当を受給している父又は母のうち、婚姻歴がない方が対象となります。給付金を受給するためには、市町村に申請書を提出する必要があります。

詳しくは、お住いの市町村、または最寄の広域振興局保健福祉環境部までお問い合わせください。

なお、申請期間は11月末までとされておりますが、当面相談を受け付けますので、まだ申請されていない方は、至急窓口までご連絡ください。

※県HP <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/jidou/1003880/1021919.html>

## 給付金のお知らせ

# 未婚の児童扶養手当受給者の方に、給付金が支給されます！

### 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

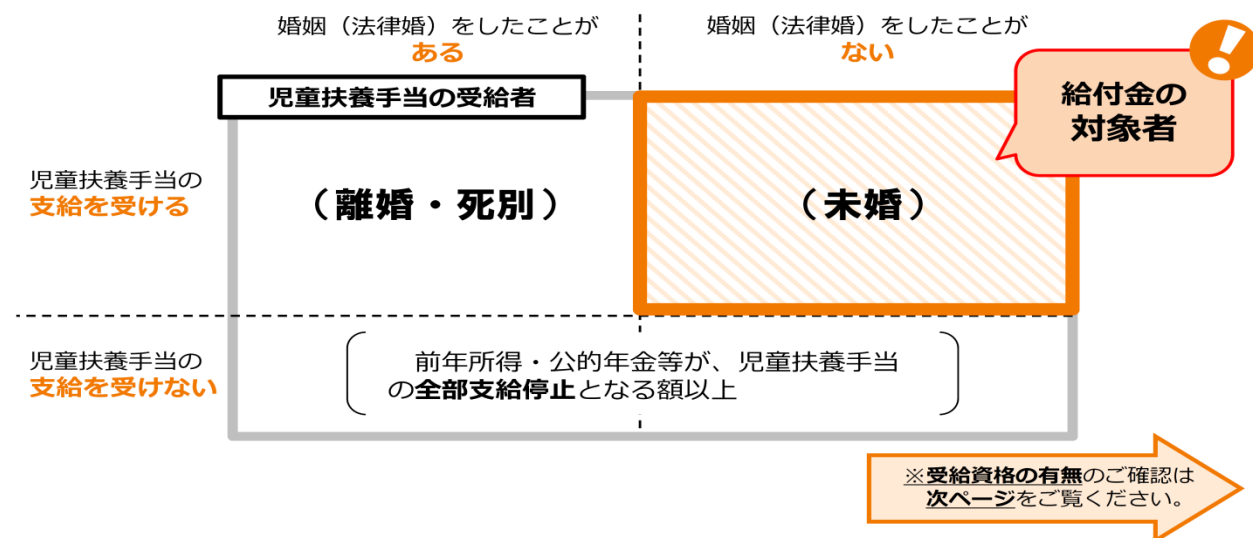
児童扶養手当の受給者のうち、**未婚のひとり親**の方に対し、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

**支給額** 17,500円

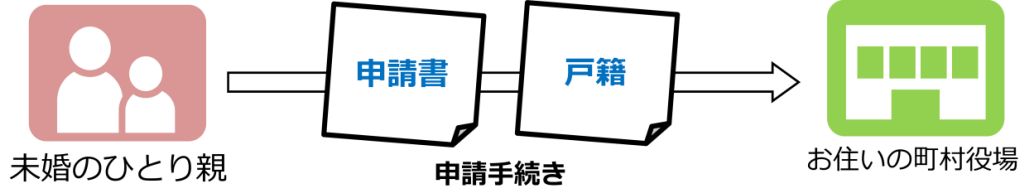
**申請期間** 令和元年8月1日（木）～11月29日（金）

**支給時期** 原則として、令和2年1月に支給

#### 〈支給対象者 イメージ〉



## 給付金の支給手続き(基本的な流れ)



- **申請先** : お住まいの町村役場の児童扶養手当担当課

※令和元年11月分の児童扶養手当を支給される方が対象です。  
※申請時の提出書類はお住いの町村の窓口へ直接、または郵送により提出ください。  
※児童扶養手当の現況届の手続きを行う方は、現況届の手続きに来庁された際、給付金の申請受付も同時に行います。

- **申請期間** : **令和元年8月1日(木)～11月29日(金)**

- **提出物** : ①**申請書** ②**戸籍謄本(抄本)**

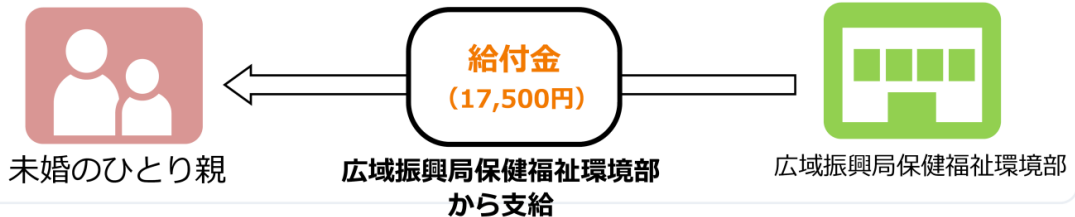
### 本人確認書類

マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

### 指定した口座が確認できる書類

金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し

※児童扶養手当の受取口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。



- 原則として、児童扶養手当の**令和2年1月の支払日**と同日に支給します。  
※令和2年1月の支払日に支給することができなかった場合は、それ以降随時支給します。
- 申請書に記載した**指定口座に入金**されます。  
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

### ● 給付金・申請に関するお問い合わせ

各広域振興局保健福祉環境部もしくは県庁子ども子育て支援課

【盛岡】019-629-6568 【県南】0197-22-2862 【沿岸】0193-25-2713

【県北】0194-53-4982 【県庁子ども子育て支援課】019-629-5457



「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の  
**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。



## 支給要件

### ● 支給対象者

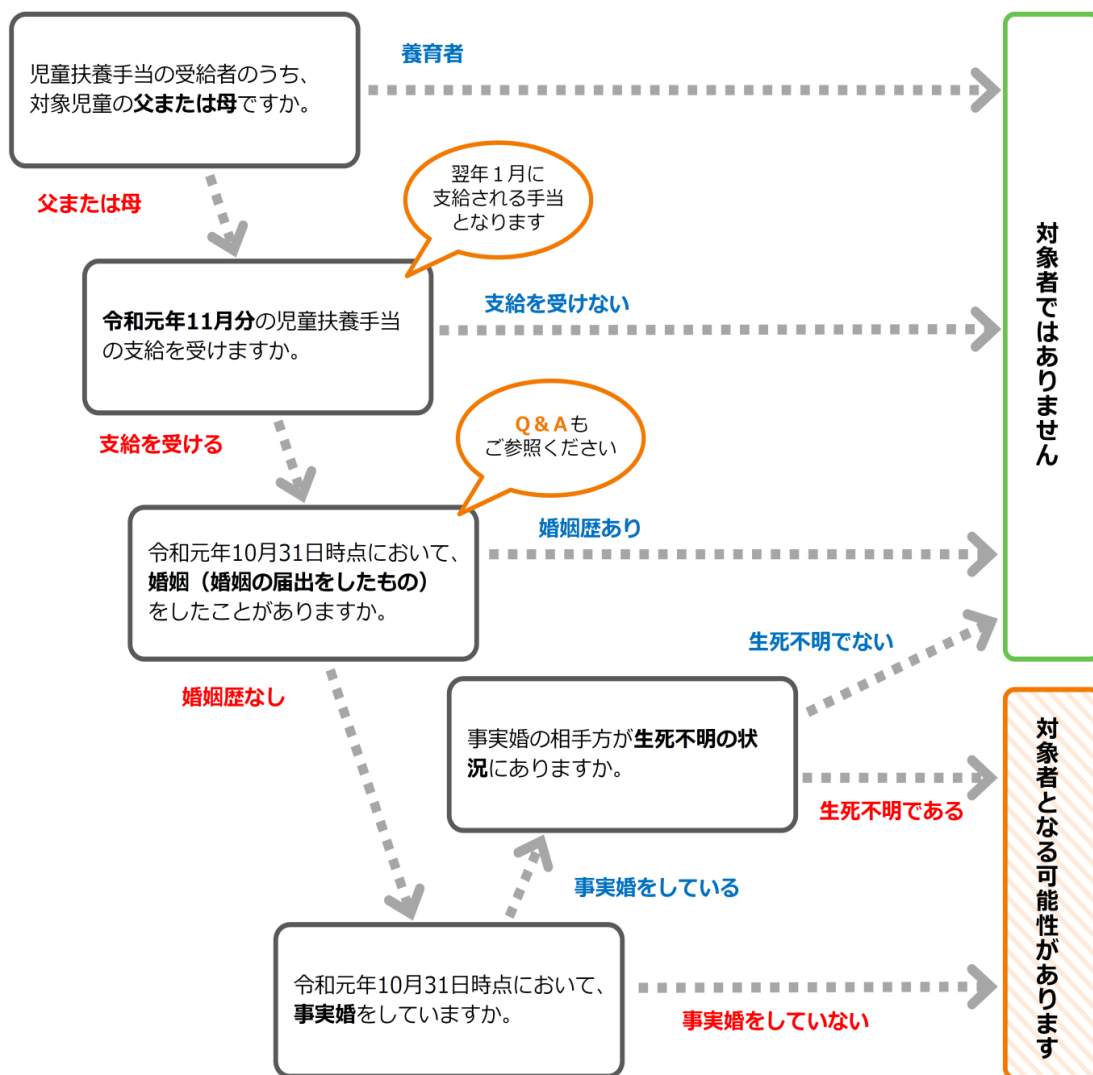
次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方
- ③基準日（令和元年10月31日）において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

※支給対象者が基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

### ● 支給額 17,500円

### 対象者診断チャート



※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は広域振興局保健福祉環境部までお問い合わせください。



Q

基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に婚姻等した場合はどうなりますか。

A

基準日（令和元年10月31日）において給付金の支給要件に該当している場合は、基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に婚姻等したことにより、児童扶養手当の資格を喪失した場合であっても、給付金の対象となります。

Q

基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合の申請先はどうなりますか。

A

基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合であっても、令和元年11月分の児童扶養手当を支給する自治体（基本的には、転出（引っ越し）前の自治体）が申請先となります。

Q

現在、未婚で出産した子を育てていますが、過去に婚姻（法律婚）をしたことがあります。この場合、給付金の対象になりますか。

A

今回の給付金は、基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方を対象としていますので、過去に婚姻（法律婚）をしたことがある場合は、給付金の対象にはなりません。

## ご注意

- 原則として、**申請期間外の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、**各都道府県・市町村により異なります**。お住いの町村以外が申請先となる方は、事前にその都道府県・市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようになしてください。
- 基準日（令和元年10月31日）より前に給付金の申請を行った方で、基準日までの間に児童扶養手当の**資格を喪失**された方や、**他の自治体に転出**された方は、申請取下げの手続きを行ってください。  
※他の自治体に転出される方は、転出先の自治体で再度申請を行っていただく必要があります。
- 詳細を確認したい場合や、ご不明点については、広域振興局保健福祉環境部にご連絡ください。

# 臨時児童扶養等資金の貸付について

児童扶養手当の支払回数変更に伴い、手当額の増額が1月からとなる方に対し、生活への影響を考慮して設ける新たな資金(臨時児童扶養等資金)の貸付けを行います。

貸付期間は、令和元年11月～1月の3カ月間です。

貸付申請は、お住まいの市町村、又は広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターまでお願いします。

※県HP

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/jidou/1003880/1003884.html>

岩手県母子父子福祉資金

令和元年 11 月から

臨時児童扶養等資金 (無利子)

の貸付けを行っています。

【貸付期間 令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日まで】。

## ■貸付の対象となる方

以下の条件を満たす方が貸付の対象になります。

- ・ 県内にお住まいの、母子家庭の母、または父子家庭の父等で、20歳未満のお子さんを扶養している方。
- ・ 令和元年7月31日までに児童扶養手当の認定を請求した方。
- ・ 貸付の申請の際に現に児童扶養手当の支給を受けている方であること。
- ・ 令和元年10月分の児童扶養手当の額が、同年11月の児童扶養手当の額に相当する額未満であること。

## ■貸付限度額について

令和元年11月分の児童扶養手当相当額に3を乗じた額から、同年10月分の児童扶養手当相当額に3を乗じた額を控除した額が貸付限度額となります。(詳しくは相談窓口へ)

## ■償還(返済)について

無理のない償還計画を立てて、必ず償還してください。



申請を受けてから資金の交付までには通常1か月以上かかります。利用を検討している方はお早めにご相談ください。

また、必ず支払前に、事前にご相談ください。

## ■償還免除について

所得の状況、死亡、著しい障害により償還が困難と認められる場合に、償還未済額の一部を免除することが出来ます。

## ご相談は…

お住まいの住所を管轄する広域振興局保健福祉環境部が相談窓口になります。

(裏面をご覧ください)

必要な書類、詳しい内容の相談等については、各相談窓口にお問い合わせください。



## 県庁・出先機関

※事業内容によって管轄地域が異なります。

名称	住所・電話番号	管轄
岩手県保健福祉部 子ども子育て支援課	盛岡市内丸10-1 ☎019-629-5461	
盛岡広域振興局 保健福祉環境部	盛岡市内丸11-1 ☎019-629-6576	八幡平市、滝沢市、 雫石町、葛巻町、岩手町、 紫波町、矢巾町
県南広域振興局 保健福祉環境部	奥州市水沢区大手町5-5 ☎0197-22-2831	奥州市、金ヶ崎町
花巻保健福祉環境センター	花巻市花城町1-41 ☎0198-22-4921	花巻市、北上市、遠野市、 西和賀町
一関保健福祉環境センター	一関市竹山町7-5 ☎0191-26-1415	一関市、平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部	釜石市新町6-50 ☎0193-25-2702	釜石市、大槌町
宮古保健福祉環境センター	宮古市五月町1-20 ☎0193-64-2213	宮古市、山田町、岩泉町、 田野畑村
大船渡保健福祉環境センター	大船渡市猪川町字前田6-1 ☎0192-27-9913	大船渡市、陸前高田市、 住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部	久慈市八日町1-1 ☎0194-53-4982	久慈市、普代村、野田村、 洋野町
二戸保健福祉環境センター	二戸市石切所字荷渡6-3 ☎0195-23-9202	二戸市、軽米町、九戸村、 一戸町

～女性活躍推進に取り組む企業等を認定しています～

県では、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等(ステップ1)」、「いわて女性活躍認定企業等(ステップ2)」として認定しています。

### 認定のメリット(ステップ1、ステップ2共通)は次のとおりです。

- ・女性の活躍推進に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
- ・県のホームページ等により、広く県民に紹介します。
- ・職業安定所の求人登録票に表示できます。
- ・復興局が実施する「地域基幹産業人材確保支援事業費補助金」の「職場環境改善事業」の補助要件となっています(最大100万円)。

### 認定のメリット(ステップ2のみ)

- ・県単融資制度(県商工観光資金)にかかる保証料率の引き下げ(0.05%)の対象になります。
- ・日本政策金融公庫の特別貸付制度「働き方改革推進支援資金(地公体推進施策関連)」を利用できます。
- ・県が発注する特定の施策に係る物品納入(10万円以下)と印刷物製作業務(30万円以下)の契約について優先されます。
- ・2019・2020県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目に追加されます。



## 「いわて女性活躍企業等認定制度」認定企業等一覧 (令和元年10月30日現在)

	H29	H30	R1	合計
ステップ1	2	20	19	41
ステップ2	7	48	13	68
合計	9	68	32	109

【実企業数106社】

### 【認定区分:ステップ1】

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
1	東野建設工業株式会社	総合建設業	盛岡市	H29.12.28～H32.12.27
2	株式会社アート不動産	不動産業	盛岡市	H30.2.16～H33.2.15
3	株式会社二戸ファッションセンター	婦人既製服製造業	二戸市	H30.9.14～H33.9.13
4	株式会社東亜エレクトロニクス	電気機械器具製造業	一戸町	H30.9.14～H33.9.13
5	株式会社吉田測量設計	測量設計	盛岡市	H30.10.10～H33.10.9

6	株式会社岩本電機	民生機器ハーネス部品製造	洋野町	H30.10.12~H33.10.11
7	岩手モリヤ株式会社	婦人既製服製造業	久慈市	H30.10.12~H33.10.11
8	株式会社ナカイズミ野田工場	縫製業	野田村	H30.10.12~H33.10.11
9	地熱エンジニアリング株式会社	地熱発電・開発に関わるコンサルタント・調査等	滝沢市	H30.11.19~H33.11.18
10	株式会社ファーマ・ラボ	調剤薬局、一般薬販売	久慈市	H30.11.19~H33.11.18
11	株式会社久慈自動車学校	指定自動車教習所	久慈市	H30.11.28~H33.11.27
12	株式会社いわて愛隣会	介護福祉サービス業	矢巾町	H30.11.28~H33.11.27
13	株式会社中館建設	総合建設業、高齢者介護福祉事業	二戸市	H30.11.28~H33.11.27
14	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	学術研究(試験・研究)	盛岡市	H30.12.26~H33.12.25
15	株式会社双葉設備アンドサービス	建設業(管工事)	盛岡市	H31.1.9~H34.1.8
16	八幡平市国民健康保険西根病院	病院	八幡平市	H31.1.9~H34.1.8
17	公益財団法人岩手県土木技術振興協会	その他技術サービス業	盛岡市	H31.1.23~H34.1.22
18	株式会社外林 盛岡支店	菓子卸売業	矢巾町	H31.2.22~H34.2.21
19	合同会社スプリングブリーズ	介護サービス業	盛岡市	H31.3.4~H34.3.3
20	樋下建設株式会社	総合建設業	盛岡市	H31.3.4~H34.3.3
21	株式会社アンドファーム	農業(耕種農業・畑作・野菜)	岩手町	H31.3.11~H34.3.10
22	有限会社クリップ	印刷業(グラフィックデザイン)	盛岡市	H31.3.20~H34.3.19
23	株式会社いんペクリーニング	生活関連サービス業	盛岡市	R1.6.11~R4.6.10
24	株式会社オリテック21	建設業	矢巾町	R1.6.17~R4.6.16
25	株式会社二戸サントップ	既製紳士服縫製業	二戸市	R1.6.21~R4.6.20
26	株式会社リードコナン	情報サービス業	盛岡市	R1.6.26~R4.6.25
27	株式会社プランタンいずみ	製造業(子供服)	久慈市	R1.8.22~R4.8.21
28	株式会社共栄薬品	小売業、サービス業	盛岡市	R1.8.22~R4.8.21
29	株式会社おがよし	鮮魚出荷販売、冷凍冷蔵業、冷凍加工食品業、廻船問屋	宮古市	R1.8.22~R4.8.21
30	株式会社カガヤ	製造業(①鋼構造物事業②建築事業③メガソーラー事業)	盛岡市	R1.8.29~R4.8.28
31	大和水産株式会社	水産加工業	山田町	R1.9.3~R4.9.2
32	岩手開発産業株式会社	旅行業、印刷業、不動産業、骨材砕石等販売業	大船渡市	R1.9.11~R4.9.10
33	株式会社小原建設	特定建設業	北上市	R1.10.11~R4.10.10

34	株式会社ホンダ四輪販売北・東北	自動車販売業及び整備業	盛岡市	R1.10.18～R4.10.17
35	ホンダカーズ岩手南株式会社	自動車販売業及び整備業	奥州市	R1.10.18～R4.10.17
36	南ホンダ自動車株式会社	自動車販売業及び整備業	盛岡市	R1.10.18～R4.10.17
37	株式会社ホンダベルノ南岩手	自動車販売業及び整備業	一関市	R1.10.18～R4.10.17
38	有限会社嵯峨自動車商会	自動車販売業及び整備業	久慈市	R1.10.18～R4.10.17
39	奥羽ホンダ販売株式会社	自動車販売業及び整備業	二戸市	R1.10.18～R4.10.17
40	有限会社ミツワ自動車販売	自動車販売業及び整備業	軽米町	R1.10.18～R4.10.17
41	有限会社大井漁業部	水産加工業	宮古市	R1.10.23～R4.10.22

【認定区分:ステップ2】

No.	企業・団体名	業種	市町村	認定期間
1	国立大学法人岩手大学	教育機関	盛岡市	H29.12.28～H32.12.27
2	株式会社北日本朝日航洋	測量、建設コンサルタント	盛岡市	H29.12.28～H32.12.27
3	株式会社プラザ企画	ホテル業	奥州市	H29.12.28～H32.12.27
4	株式会社北日本銀行	金融業	盛岡市	H30.2.16～H33.2.15
5	株式会社タカヤ	建設業	盛岡市	H30.3.19～H33.3.18
6	大和リース株式会社岩手支店	建設業	盛岡市	H30.3.27～H33.3.26
7	東京海上日動火災保険株式会社盛岡支店	金融業、保険業	盛岡市	H30.3.27～H33.3.26
8	工藤建設株式会社	建設業	奥州市	H30.5.14～H33.5.13
9	公立大学法人岩手県立大学	高等教育機関	滝沢市	H30.7.18～H33.7.17
10	株式会社いわい	特定建設業	一関市	H30.7.18～H33.7.17
11	宮城建設株式会社	建設業	久慈市	H30.8.8～H33.8.7
12	杜陵高速印刷株式会社	印刷業	盛岡市	H30.9.6～H33.9.5
13	株式会社スズキ自販岩手	自動車卸売・小売	盛岡市	H30.9.6～H33.9.5
14	富士水工業株式会社	管・水道施設・土木	盛岡市	H30.9.6～H33.9.5
15	有限会社タニムラフードサービス	畜産品製造業	久慈市	H30.9.14～H33.9.13
16	株式会社仁田工務店	土木工事業、建築工事業	一関市	H30.10.2～H33.10.1
17	株式会社アイオー精密	精密機械金属部品加工	花巻市	H30.10.10～H33.10.9
18	医療法人勝久会	医療・福祉業	大船渡市	H30.10.10～H33.10.9

19	株式会社東日本アドテック	福祉事業	盛岡市	H30.10.10～H33.10.9
20	株式会社西部産業盛岡南ドライビングスクール	教育・学習支援 (指定自動車教習所)	盛岡市	H30.10.10～H33.10.9
21	プレステック株式会社	特定建設業	久慈市	H30.10.12～H33.10.11
22	有限会社武田パーツ	製造業	一関市	H30.10.16～H33.10.15
23	株式会社ミクニ 盛岡事業所	輸送用機械器具製造業	滝沢市	H30.11.19～H33.11.18
24	株式会社高光建設	建設業	盛岡市	H30.11.19～H33.11.18
25	板谷建設株式会社	総合工事業(土木工事、建築工事、舗装工事)	奥州市	H30.11.19～H33.11.18
26	及常建設株式会社	建設業	奥州市	H30.11.19～H33.11.18
27	株式会社長島製作所	金属部品製造	一関市	H30.11.19～H33.11.18
28	株式会社吉田測量設計	測量設計	盛岡市	H30.11.19～H33.11.18
29	東野建設工業株式会社	総合建設業	盛岡市	H30.11.19～H33.11.18
30	株式会社昭和建設	特定建設業	盛岡市	H30.11.19～H33.11.18
31	丸上建設株式会社	建設業	奥州市	H30.11.19～H33.11.18
32	山田建設株式会社	建設業	久慈市	H30.11.19～H33.11.18
33	美和ロック株式会社 盛岡工場	建築用錠前製造業	盛岡市	H30.11.28～H33.11.27
34	株式会社平野組	総合建設業	一関市	H30.11.28～H33.11.27
35	蒲野建設株式会社	建設業、砕石業、産業廃棄物処理業	久慈市	H30.11.28～H33.11.27
36	種市電工株式会社	建設業(電気工事業)	洋野町	H30.11.28～H33.11.27
37	有限会社オーツー	冷暖房・換気設備等の設備設計・施工	盛岡市	H30.11.28～H33.11.27
38	株式会社菊池技研コンサルタント	建設コンサルタント	大船渡市	H30.11.28～H33.11.27
39	信幸プロテック株式会社	建設業(管工事業)	矢巾町	H30.12.5～H33.12.4
40	医療法人社団帰厚堂	医療業	矢巾町	H30.12.6～H33.12.5
41	南建設株式会社	一般土木建築工事業(道路新設工事、道路改修工事、工場棟の新築工事、他)	軽米町	H30.12.26～H33.12.25
42	株式会社ミナミ	産業廃棄物処理業、砕石業、土木工事業(木くず、がれき類、汚泥の中間処理 他)	軽米町	H30.12.26～H33.12.25
43	株式会社小田島組	建設業	北上市	H30.12.26～H33.12.25
44	協友建設株式会社	土木・舗装工事業	奥州市	H31.1.9～H34.1.8
45	岩手道路開発株式会社	道路区画線・道路標識の設置 道路付属物販売 常温合材の製造販売他	盛岡市	H31.1.9～H34.1.8

46	株式会社アルバライフ	建設業	二戸市	H31.1.23~H34.1.22
47	株式会社マルハン マルハン水沢店	サービス・接客業	奥州市	H31.1.23~H34.1.22
48	株式会社栄組	建設業	遠野市	H31.1.23~H34.1.22
49	株式会社ミチノク	自動販売機による清涼飲料水の販売	奥州市	H31.1.28~H34.1.27
50	株式会社小友建設	建設業(土木・建築等総合建設業)	遠野市	H31.1.28~H34.1.27
51	株式会社水清建設	建設業	矢巾町	H31.1.28~H34.1.27
52	有限会社かさい農産	農業(野菜の生産、販売、青果卸販売)	一関市	H31.2.22~H34.2.21
53	東北電力株式会社岩手支店	電気事業	盛岡市	H31.2.22~H34.2.21
54	盛岡セイコー工業株式会社	製造業	雫石町	H31.3.11~H34.3.10
55	東北エンジニアリング株式会社	建設コンサルタント	滝沢市	H31.3.15~H34.3.14
56	JX金属プレジジョンテクノロジー株式会社 江刺工場	製造業(電子部品の電気めっき)	奥州市	H31.4.10~H34.4.9
57	株式会社サトウ精機	製造業	花巻市	H31.4.10~H34.4.9
58	株式会社ベアレン醸造所	ビール製造業、飲食業	盛岡市	H31.4.11~H34.4.10
59	株式会社板宮建設	建設業	金ヶ崎町	R1.5.8~R4.5.7
60	社会福祉法人とおの松寿会	社会福祉事業	遠野市	R1.5.27~R4.5.26
61	株式会社七星	剣道具の製造・開発	久慈市	R1.6.24~R4.6.23
62	株式会社花耶	理美容業	盛岡市	R1.7.3~R4.7.2
63	胆沢平野土地改良区	土地改良事業	奥州市	R1.7.23~R4.7.22
64	陸中建設株式会社	建設業	宮古市	R1.7.23~R4.7.22
65	社会福祉法人みちのく大寿会	介護老人福祉施設の経営	洋野町	R1.8.20~R4.8.19
66	株式会社日ピス岩手	輸送用機械器具製造業	一関市	R1.9.9~R4.9.8
67	リコージャパン株式会社岩手支社	小売、卸売	盛岡市	R1.9.11~R4.9.10
68	樋下建設株式会社	総合建設業	盛岡市	R1.10.30~R4.10.29

問い合わせ先

岩手県環境生活部 若者女性協働推進室  
女性活躍支援担当 電話 019-629-5348

申請書のダウンロード

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html>



## 2 「いわて子育てにやさしい企業等」の認証について

県では、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業を表彰しています。

県内の多くの企業等からの申請をお待ちしています。

### 今年度の制度改正について

#### ○認証基準への追加

- ・「職場等における搾乳や授乳のための環境の整備」

#### ○認証のメリットへの追加

- ・「いわて復興パワー」において東北電力(株)が指定する高圧契約種別における電気料金割引の対象。(H31.1)
- ・復興局の地域基幹産業人材確保支援事業の職場環境改善事業の補助要件。(H31.4)
- ・2019・2020県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目への追加。(R1.6)

### 対象

県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が100人以下の中小企業等です。

#### ○認証基準

- 1.次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、岩手労働局に届け出ていること。
- 2.子育て支援を推進する取組を行っていること。
- 3.育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び2で盛り込んだ項目を、就業規則又は労働協約に規定していること。
- 4.「応援宣言」または、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。

### 申請先

「申請書」を最寄の広域振興局等に提出してください。

### 認証のメリット

- ・子育て支援に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
- ・職業安定所の求人登録票に表示できます。
- ・県単融資制度(県商工観光資金)にかかる保証料率の引下げ(0.05%)の対象になります。
- ・県が発注する特定の施策に係る物品納入(10万円以下)と印刷物製作業(30万円以下)の契約について優先されます。
- ・公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」の対象になります(最大30万円)。
- ・日本政策金融公庫の特別貸付制度「働き方改革推進支援資金(地公体推進施策関連)」を利用できます。(特別利率(1)の適用0.76%~)
- ・2019、2020県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目への追加
- ・復興局が実施する「地域基幹産業人材確保支援事業費補助金」の「職場環境改善事業」の補助要件となっています(最大100万円)。

問い合わせ先・申請書提出先

岩手県保健福祉部 子ども子育て支援課  
少子化・子育て支援担当 電話 019-629-5456

申請書のダウンロード

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html>